

知多市パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市規則第 1 6 号

知多市パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規
則の一部を改正する規則

知多市パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2
年知多市規則第 1 5 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

改正後	改正前
(特別休暇) 第13条 (略) 第1号から第9号まで (略) (10) 職員（1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日。勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間 第11号及び第12号 (略) (13) 職員（1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるも	(特別休暇) 第13条 (略) 第1号から第9号まで (略) (10) 職員（1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、<u>6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの</u>に限る。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日。勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間 第11号及び第12号 (略) (13) 職員（1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるも

改正後	改正前
のに限る。)が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 市長が定める期間内における2日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間)の範囲内の期間 (14) 職員(1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。 当該期間内における5日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間)の範囲内の期間 <u>(15) 職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがや</u>	のであって、<u>6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの</u>に限る。)が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 市長が定める期間内における2日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間)の範囲内の期間 (14) 職員(1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、<u>6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの</u>に限る。)の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。 当該期間内における5日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間)の範囲内の期間 (新設)

改正後	改正前
<u>むを得ないと認められる場合（次項第6号に掲げる場合を除く。） 必要と認められる期間</u> 2 （略） (1) （略） (2) <u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすること</u>をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（その養育する<u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u>が2人以上の場合にあっては、10日。勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間 第3号から第6号まで （略）	2 （略） (1) （略） (2) <u>小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（その養育する<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>が2人以上の場合にあっては、10日。勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間</u> 第3号から第6号まで （略）

改正後	改正前
(削る) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) 第3項から第5項まで (略)	<u>(7) 職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前号に掲げる場合を除く。） 必要と認められる期間</u> <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) 第3項から第5項まで (略)